

島根大学医学部附属病院うさぎ保育所利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に設置したうさぎ保育所（以下「保育所」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 保育所の利用者は、島根大学に所属する職員及び学生（以下「保護者」という。）とする。

(保育所の所在地)

第3条 保育所は、出雲市塩冶町89-1「医学部会館1階」に置く。

(運営方法及び法令遵守)

第4条 保育所の運営は、本院が民間の保育専門業者に運営を委託して行うものとする。

2 運営を委託した民間の保育専門業者（以下「運営団体」という。）は、保育所の運営に当たっては法令及び認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を遵守しなければならない。

(入所基準)

第5条 保育所に入所できる乳幼児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 0歳児（基本保育は生後8週間以上、一時預り保育は生後6か月以上）～6歳児（小学校就学前）であること。
- 二 健康児（病後児で自宅安静程度の病状を含む。）であること。
- 三 保護者が養育していること。

(入所定員)

第6条 保育所の収容定員は、90人とする。

(保育形態及び保育時間)

第7条 保育所の保育形態及び保育時間は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 基本保育 7時30分から19時まで
- 二 一時預り保育 7時30分から19時までの希望する時間とし、1か月14日を限度とする。
- 三 延長保育 19時から2時間程度（状況により柔軟に対応する。）
- 四 終夜保育 19時から翌日7時30分までの毎週火曜日・水曜日・木曜日とする。
(状況により柔軟に対応する。)

(保育日)

第8条 休業日は、12月29日から翌年1月3日までの6日間とし、それ以外の日（以下「保育日」という。）について保育を行うものとする。

2 保育日のうち、保護者の勤務等の都合により、あらかじめ通所児がいないことが明確な場合は、臨時の休業日とする。

(入所手続)

第9条 入所を希望する保護者は、入所申込書（別記様式第1号）及び児童調査票（別記様式第2号）を入所希望日の属する月の前々月末日までに総務課又は保育所に提出しなければならない。

2 一時預り保育を希望する保護者は、一時預り保育申込書（別記様式第3号）を利用希望日の2週間前までに総務課又は保育所に提出しなければならない。

（保育依頼）

第10条 保護者は、毎月27日までに翌月の保育依頼表（別記様式第4号）を保育所に提出しなければならない。

（保育変更及び延長保育の連絡）

第11条 保護者は、保育日及び保育時間の変更、又は延長保育の必要が生じたときは、速やかに保育所に申し出なければならない。

（退所手続）

第12条 退所を希望する保護者は、退所届（別記様式第5号）を退所予定日の属する月の前々月末日までに総務課に提出しなければならない。

（通所停止等）

第13条 病院長は、次の各号に該当すると認めた場合は、当該保育児の通所の一時停止又は退所等の措置をとることができる。

- 一 保育児が感染性疾患のため、他の保育児に感染するおそれがあるとき。
- 二 保育児が前号以外の事由で、他に迷惑を及ぼしたとき。
- 三 保育料等を3か月以上滞納し、かつ、催告督促などに応じないとき。

（給食）

第14条 保育所は、昼食及び必要に応じて夕食又は朝食の提供を行うものとする。

（保育料）

第15条 保育料（基本保育料、一時預り保育料、延長保育料及び終夜保育料をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。ただし、地方自治体等が行う保育料補助事業等に該当する利用者については、補助の範囲内において、保育料を免除または減額できるものとする。

（保育料の徴収方法等）

第16条 保育料金の徴収方法等は、次のとおりとする。

- 一 基本保育料は、当月分を定められた期日までに納付するものとする。
- 二 基本保育料は、保育所に入所した日の属する月から、退所する日の属する月までの料金を徴収するものとする。ただし、利用期間が15日以内であるときは、基本保育料は半額とする。
- 三 一時預り保育料及び延長保育料は、月末締めで保護者ごとに保育料通知書を翌月の5日までの日に送付し、定められた期日までに納付するものとする。

2 保育料金の徴収事務等の詳細は、別に定める。

（その他）

第17条 この要項に定めのない事項が生じた場合は、本院及び運営団体の指示に従うものとする。

附 記

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成19年5月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年9月17日から実施する。

附 記

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年2月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年2月15日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年12月16日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年1月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。